

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 6 年 2 月 2 6 日

奄美市農業委員会

第 2 回定例総会議事録

署名委員 野崎 清志

署名委員 土浜 良二

奄美市農業委員会第2回定例総会議事録

1. 招集日時 令和6年2月26日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
2	泉 義昭	10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	柴 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満	14	柿園 三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志	16	中棚 昭三十

4. 欠席委員 0名

5. 議事に参与した者

事務局次長 勝 裕 美

笠利支所主幹兼分室長 中村 幸信 笠利支所主幹 竹山 和幸

6. 報告事項

- ・特になし

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第10号 非農地の認定について
- 議案第11号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定の合意解約)の決定について
- 議案第12号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第13号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は16人、欠席者は0名であります。

総会は成立いたしました。

これから、令和6年第2回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、8番 野崎 委員と10番 土浜 委員の
二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第8号から議案第13号までの6件
を予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお
ります。これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

日程第3

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請、No.2～No.5についてを議題
といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(勝 次長)

局長出張のため私、次長が議案説明を行います。よろしくお願いいたします
ます。

議案第8号の3条許可申請について

1ページをお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は4件で売買が3件、贈与が1件の申請でございます。

2ページをお開き下さい。

NO. 2は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字和野、節田、手花部の農地につきまして農地区分は第1種農地であります。

譲渡人の6筆の農地の面積は6,071㎡で売買による所有権移転の申請となります。

また、農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。

13ページをお開き下さい。

NO. 3は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字宇宿の農地につきまして農地区分は第1種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は5,895㎡で贈与による申請となります。

また、農地取得後は、野菜を栽培する予定であります。

22ページをお開き下さい。

NO. 4は、譲渡人が所有する奄美市住用町大字山間の農地につきまして農地区分は第1種農地であります。

譲渡人の2筆の農地の面積は1,691㎡で売買による申請となります。

また、農地取得後は、タンカンを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。

34ページをお開き下さい。

NO. 5は、譲渡人が所有する奄美市名瀬大字崎原、の農地につきまして農地区分は第2種農地であります。

譲渡人の5筆の農地の面積は6,621㎡で売買による申請となります。

また、農地取得後は、タンカンを栽培する予定であります。

以上4件でございます。

議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>それではNo.2から順次、担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について順次調査報告お願いいたします。</p>
5番	<p>(朝 委員) 譲受人についての説明</p> <p>議案第8号の農地法第3条の規定による許可申請書についてNo.2譲受人と土地についての調査報告を致します。</p> <p>2月19日午後6時頃、本人から話しを伺いました。</p> <p>譲受人はサトウキビとバナナを栽培しております。譲渡人と譲受人は従弟関係にあり、譲渡人は愛知県に住んでおり、今後帰郷して農業をする予定もないための売買ということでした。</p> <p>又、申請書のとおり間違いありませんとのことでしたので問題ないものと考えております。</p>
5番	<p>(朝 委員) 土地についての説明</p> <p>2月22日午前9時から竹山主幹、岩元推進委員、譲受人で現地を確認しました。</p> <p>8ページをご覧ください。申請地①は譲受人がサトウキビを栽培しています。</p> <p>申請地②は土地改良事業で基盤整備がされておりサトウキビが栽培され他の人が耕作していますが話し合い済との事でした。</p> <p>9ページをご覧ください。申請地③につきまは土地改良事業で基盤整備がされており譲受人がサトウキビを栽培しています。</p> <p>申請地④につきまは譲受人が桜、ミカンを栽培しています。</p> <p>10ページをご覧ください。申請地⑤につきまは譲受人がバナナを栽培しています。</p> <p>申請地⑥につきまは土地改良事業で基盤整備がされておりサトウキビの栽培を栽培しています。</p> <p>農地法第3条の調査書、第2項1号、第2項第4号、第2項第7号につきまは別紙のとおりですので報告致します。</p> <p>皆様のご審議をお願いします。</p>
笠利 事務局	<p>(竹山 主幹) 譲渡人についての説明</p> <p>農地法第3条の規定によるNo.2について調査報告を致します。</p> <p>2月21日水曜日午前10時に譲渡人と電話にてお話しを聞くことが出来ました。</p> <p>土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。</p> <p>譲渡人自身愛知県に居住していて奄美に戻る予定もないため、従兄妹である譲受人に土地を売買したいとの事でした。</p> <p>皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>(岸田 会長) 続いてNo. 3 お願いします</p>
2 番	<p>(泉 委員) 譲受人についての説明 農地法 3 条の規定による許可申請書No. 3 の調査報告を致します。 令和 6 年 2 月 1 9 日月曜日、午前 1 0 時 1 5 分頃に譲受人と大瀬委員、中村分室長と私の 4 人で許可申請地の土地の所在、現況は相違ないか、並びに権利の設定等に係る対価等記載内容に確認した結果相違ないとの事でした。譲受人は現在居住地の自作地で夫婦で地場野菜を栽培しており、今後は申請地で地場野菜を中心に規模拡大を図る計画に取り組んでいく意向であります。</p>
笠利 事務局	<p>(中村 分室長) 農地法 3 条の規定によるNo. 3 譲渡人について調査報告を致します。 2 月 2 0 日火曜日、午後 2 時頃、譲渡人が沖縄県在住のため電話にて確認をいたしました。譲受人とは姉妹関係で土地の所在及び贈与など記載内容に間違いのないとのことでした。</p>
1 5 番	<p>(大瀬 委員) 土地についての説明 土地の調査報告を致します。 2 月 1 9 日、月曜日、午前 1 0 時 2 0 分に譲受人と譲受人の旦那さんと委員の里さん、推進員の福さん、中村分室長と私で圃場で待ち合わせして土地の現地確認をしました。 現在は放牧用の採草地となっております。返還してもらい許可後は旦那さんと野菜等を栽培するとのことでした。農地として問題ないと思えます 農地法第 3 条の調査書、第 2 項 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号につきましては別紙のとおりですので報告致します。 皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	<p>(岸田 会長) No. 4 お願いします</p>
4 番	<p>(榮 委員) 譲受人についての説明 農地法第 3 条の規定によるNo. 4 の案件について調査報告を致します。 2 月 2 2 日木曜日、午前 9 時 3 0 分譲受人夫妻と住用支所の朝井さん、私の 4 人にて当該農地において申請書の内容確認を行いました。 申請書に記載された地番、面積、売買の対価等、申請内容に相違ないことを確認しました。</p>
4 番	<p>(榮 委員) 土地についての説明 引き続き農地の状況報告を致します。</p>

<p>笠利 事務局</p>	<p>譲渡人の知り合いの方が最近まで耕作されていたので荒れた様子もなく、極めて健全な農地でありました。 尚、農地法第3条の調査書、第2項1号、第2項第4号、第2項第7号につきましては別紙のとおりですので、ここに報告致します。 以上です。</p> <p>(竹山 主幹) 譲渡人についての説明 農地法第3条の規定によるNo.4について、譲渡人の調査報告致します。 譲渡人は鹿児島市にお住まいですので2月13日火曜日午後2時30分頃に電話にてご本人にお話しを聞くことが出来ました。 土地の所在地及び権利の設定等に係る対価記載内容に間違いのないとの事でした。</p>
<p>議長</p>	<p>(岸田 会長) No.5 お願いします</p>
<p>1 2 番</p>	<p>(山田 委員) 譲受人についての説明 議案8号、34ページ農地法3条の規定によるNo.5についての調査報告を致します。 2月21日、午後6時30分に今回の土地の調査担当者の日高委員も日取りを調整したいとのこともあり一緒に譲受人の会社に行き聞き取りを致しました。 今回の申請に至ったいきさつは、譲渡人が肺炎、そして帯状疱疹にかかり利き腕が使えなくなり又、子供達も帰ってきて農業をする予定も全くありませんので農地を荒らされるよりは売却したいと思い譲受人の会社へ土地の売却を依頼していたとのことです。 中々、買い手がつかないなか譲受人自身も不動産の他、カギ屋、宿泊業とかされていて、農業も友人の手伝いとかしているので興味がありそこを手始めとして、ゆくゆくは、農業を法人化してやっていきたいとの思いもあり譲受人が個人で買い受ける話しになったようです。 土地の所在等、地目、面積、記載通りで間違いありませんとのことでした。対価が6,621㎡で〇〇円この対価は安いと思うかもしれませんが一日でも早く手放したいとのことで譲渡人の気持ちの表れだと思えます。申請書類も添付されています。委員の皆様方からすれば色々と指摘するところもある申請書類ではあると思いますが聞き取った調査員としては農業の分野もやっていきたいとの思いが十分伝わってきました。 以上、調査報告終わります。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>1 2 番</p>	<p>(山田 委員) 譲渡人についての説明 議案第8号34ページ農地法第3条の規定によるNo.5についての調査報告を致します。 譲渡人が入院中につき奥様と市役所の3階フロアにてお会いし聞き取り</p>

を致しました。
今回の申請に至ったいきさつは、譲渡人の
譲渡人が肺炎、そして帯状疱疹にかかり利き腕が使えなくなり又、子供達も帰ってきて農業をする予定も全くありませんので農地を荒らされるよりは売却したいと思い譲受人の会社へ土地の売却を依頼していたとのことです。
土地の所在等、地目、面積、記載通りで間違いありませんとのことでした。対価が6,621㎡で〇〇円この対価は安いと思うかもしれませんが先祖からの農地を放置して荒らされるよりは、一日でも早く手放したいとの方が強いと話していました。
以上、調査報告終わります。
ご審議の程宜しくお願いいたします。

3 番

(日高 委員) 土地についての説明

土地について調査報告致します。

2月22日、午後2時頃、譲受人の共同作業者の案内のもと現地調査を行いました。

昔はナリ味噌を作るためにソテツを植えていたそうです。現在は耕作していない農地で原野化しており明確に現地確認はできなかったが周辺は奄美市による地籍調査中であり近隣に通路が出来ていました。

耕作開始にはかなりの労力が必要で農地の再生にはかなりの労力がかかるが耕作は可能か確認したところ、耕作したい意向があり、地籍調査の終了は未定ですぐに耕作はできないが終了次第耕作したいとのことでした。

他の農地につきましては膝丈程度の雑草が生えているのみで柑橘類が数本植えており草刈り後、耕作後すぐに可能でありました。

また、周辺が放棄地に囲まれているため畑へ向かう道に雑草が生い茂り草刈りが必要であります農地自体は境界をセンネン木で境界を囲み柑橘類を植えている。

しばらく手入れをしていないため雑草が生えているが草刈り後すぐに耕作可能でした。

農機具は申請書以外に譲渡人より耕運機など譲り受けるとのことでした。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号

については別紙のとおりでありますので報告致します。

ご審議の程よろしくお願い致しますとの事でした。

議長

(岸田 会長)

それではNo.2～No.5に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請, No.2～No.5について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

日程第4

(岸田 会長)

議案第9号農地法第5条の規定による許可申請No.4について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(勝 次長)

議案第9号 5条の許可申請について

48ページをお開き下さい。

今月の5条申請は一時転用の1件だけの申請でございます。

49ページをお開き下さい。

No.4の申請内容といたしましては住用町役勝川の河川災害復旧工事による国道からの仮設道路の一時転用の申請であります。

申請の河川沿いの3筆の農地面積は583㎡で、ほとんどが非農地化された農地で農地区分は第2種農地であります。

以上1件でございます。

(岸田 会長)

No.4に対する担当調査委員による報告をお願いします。

(山田 委員) 譲受人についての説明

議案第9号、49ページ農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4について調査報告致します。賃貸借による一時転用です。

2月16日午後4時に借り人である〇〇建設の担当者へ電話で確認を致しました。

これは、鹿児島県の公共工事で事前着手されています。

許可を受けようとする土地の所在は3筆で記載通りであります。

転用理由は河川災害復旧工事のための国道から現場までの仮設道路の設置となっております。

賃料は〇〇円、契約期間が令和6年3月1日から令和6年11月30日

事務局

議長

12番

までとなっています。
先程も話ししましたように事前着手されています。
後の項目も記載通りであります。
53ページに案内図、55ページに現況写真が添付されています。
そして60ページに事前着手理由書が添付されています。
5年度災害〇〇号河川災害復旧工事と事業名が記されあと必要事項が記されリュウキュウ鮎が生息しており産卵期や溯上期などの関係で事前着手が必要であったとの理由が記載されています。
又、55ページから76ページまで必要書類も添付されています。
緊急性のある公共の災害復旧工事であれば事前着手でも追認でも良いとの事だったと思います。
以上、ご報告致します。
皆様方のご審議の程よろしくお願いいたします。

笠利
事務局

(竹山 主幹) 譲渡人についての説明
農地法5条に係るNo.4について貸人の調査報告を致します。
譲渡人は千葉県にお住まいですので2月14日水曜日午前10時40分頃に電話にてご本人に聞くことが出来ました。
土地の所在及び権利の設定等に係る対価記載内容に間違いのないとのことでした。

4番

(榮 委員) 土地についての説明
農地法5条の規定によるNo.4の案件について調査報告致します。
2月22日木曜日午前10時30分国道58号線沿いの現場にて建設業者の監督さん立ち合いの下、状況確認の作業を行いました。
これは昨年6月の豪雨において役勝川沿いの川岸がえぐり取られ農地に土砂等が流入した場所です。昨年緊急パトロールにて県へも早期の復旧作業を要望した事業です。
リュウキュウ鮎の産卵期を考慮し早期の完成を目指している旨等、伺いました。丁度、仮設道路の作業に着手される日でした。
公共工事のため一時的な仮設道路設置の事業です。
以上です。

議長

(岸田 会長)
これからNo.4に対する質疑に入ります。

(岸田 会長)
他に質疑はありませんか
質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請、No.4について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

日程第5

(岸田 会長)

議案第10号 非農地の認定についてNo.3～No.8を議題といたします。
事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(勝 次長)

事務局

議案第10号 非農地証明願いについて

65ページをお開き下さい。

今回の申請は6件で内訳は名瀬地区が2件、笠利が4件の申請です。

66ページをお開き下さい。

No.3につきましては奄美市名瀬大字浦上の4筆で215㎡の申請であります。

非農地証明願の2に記載されているとおり管理棟を建設する際、地目変更の手続きをせずに現在に至ったということであります。

70ページの地番配列を参照してください。申請地は社会福祉法人の敷地内の土地の管理棟が申請地でございます。併せて始末書も添付しております。

73ページをお開き下さい。

No.4につきましては奄美市笠利町大字節田の1筆で1,587㎡の申請であります。

76ページの案内図から節田集落の北側に位置している申請農地であります。

78ページをお開き下さい。

No.5につきましては奄美市笠利町大字用の4筆で114㎡の申請であります。

81ページの案内図から用集落に接続しており始末書の4の経緯内容から作業通路として使用していたと記載されております。

また、平成29年度の農地利用状況調査において奄美市農業委員会の総会にて非農地認定で承認された農地でございます。

84ページをお開き下さい。

No.6につきましてはNo.5と隣接している農地でございます。

申請地は奄美市笠利町大字用の1筆で29㎡の申請であります。

No.5と同じく平成29年度の農地利用状況調査において奄美市農業委員会の総会にて非農地認定で承認された農地でございます。

89ページをお開き下さい。

No.7の申請地は奄美市笠利町大字辺留の2筆で499㎡の申請であります。

92ページの案内図から大笠利カトリック墓地下の海側にある農地で50年前から農地として利用していないための申請となりました。

94ページをお開き下さい。

No.8の申請地は奄美市名瀬大字崎原の6筆で5,157㎡の申請であります。

96ページの案内図から市道崎原線を崎原集落へ向かって途中、田平集落前が申請地となります。

また、この農地につきましては令和元年度の農地利用状況調査において奄美市農業委員会の総会にて非農地認定で承認された農地でございます。

申請地は荒地となり現場では確認できないほどの場所であります。

以上6件でございます。

(岸田 会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

No.3から順次報告をお願いします。

議長

<p>笠利 事務局</p>	<p>(竹山 主幹) 願出人についての説明 非農地証明願いNo.3の願出人について調査報告を致します。 2月16日木曜日午前10時頃名瀬浦上にある社会福祉法人の担当者に電話をしましたが留守であったため折り返し電話をしてもらうよう伝言しました。担当者から折り返し電話がかかってきて同日12時30分頃話しを聞くことができました。 土地の所在、記載内容に間違いのないことでした。この土地が農地であることに気づいたのは土地の周りに建物を新築する事を計画しており、土地の測量を依頼した際に測量会社のほうが気づいて農業委員会に報告することを勧めたとの事です。 皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>13番</p>	<p>(田中 委員) 土地についての説明 議案第10号、非農地申請No.3の土地について調査報告致します。 通常、非農地の土地確認は3名以上で確認することとなっていますが、70ページのとおり測量を行っていることで児童養護施設内にあることが確定していること、またこの測量を行うにあたり事務局も現場を確認していることから今回の調査は私一人で行いました。 2月23日午後1時30分土地を確認しました。 この土地は児童養護施設内にあり、この土地の上には管理棟と言われる建物が建っている状態でした。現在の建物を建て替える準備をしているところ、敷地内に畑が残っていることがわかったそうです。この状況からも畑として使用するには困難と判断します。 以上、報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(岸田 会長) 続いてNo.4をお願いします。</p>
<p>笠利 事務局</p>	<p>(竹山 主幹) 願出人についての説明 非農地証明願いNo.4の願出人について調査報告をいたします。 2月21日水曜日、午前10時頃に願出人に電話で話しを聞くことができました。 土地の所在、記載内容に間違いのないことでした。 皆様のご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>5番</p>	<p>(朝 委員) 土地についての説明 議案10号非農地の認定についてのNo.4について調査報告を致します。 土地につきましては、2月22日午前10時頃、岩元推進員、竹山主幹と3人で申請人が島外のため申請人の従兄立ち合いのもと現地を確認しました。 76ページをご覧ください。申請地は節田集落の北側に位置し近くまで農道が通っていますが水路に阻まれ進入路がありません。77ページをご覧ください。申請地は小高い丘の上であり雑木や雑草が繁殖しておりました。 また、丘全体も原野となっています。</p>

<p>議長</p>	<p>今後も、農業に困難な土地だと思えます。 以上、報告いたします。</p> <p>(岸田 会長) 続いてNo.5 お願いします。</p>
<p>笠利 事務局</p>	<p>(中村 分室長) 願出人についての説明 議案第10号No.5 の非農地証明願出人について調査報告いたします。 2月19日9時頃、ご本人が実家に在宅しておりましたので直接お話しを伺いました。土地の所在、申請内容に間違いはなく、今後も耕作をする意向はないとのことでした。願出地は実家の隣接地であり申請内容どおり原野化しており、書類内容に間違いありませんでした。 以上です。</p>
<p>7 番</p>	<p>(里 委員) 土地についての説明 議案第10号非農地の認定についてNo.5 の土地についてご報告をさせていただきます。2月19日午前9時に笠利分室の中村さんと推進員の福さんと自分と申請人と申請地に於いて聞き取り調査及び農地の現状確認調査を行いました。農地は60年近く耕作をしていないとのことでした。申請が提出されています4筆の農地は同じ場所でありますので一度にご報告させていただきたいと思います。78ページ、79ページをお願いします。申請の農地は小さくて4筆合わせても114㎡と小さな農地でした。83ページをお願いします。農地の中は木が大木化しており藪化状態で農地には使用出来ない状態です。平成29年度の農地利用状況調査により非農地通知した農地であります。 土地の所在、及び記載内容に間違いのないことでした。周辺の農地への影響もなく問題ありません。 ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p> <p>笠利 事務局</p>	<p>(岸田 会長) 続いてNo.6 お願いします。</p> <p>(中村 分室長) 願出人についての説明 議案10号No.6 の非農地証明願出人について調査報告致します。 2月20日午前10時頃、願出人が千葉県在住であるため電話にて確認を致しました。 土地の所在、申請内容に間違いありませんでした。 以上です。</p>
<p>7 番</p>	<p>(里 委員) 土地についての説明 議案第10号非農地の認定についてNo.6 の農地についてご報告させていただきます</p>

<p>議長</p>	<p>す。 2月19日午前9時に笠利分室の中村さんと推進員の福さん自分と申請地の農地に於いて農地の現状確認調査を行いました。 88ページをお願いします。 農地の中は木が大木化しており藪化状態で農地には使用出来ない状態です。 平成29年度の農地利用状況調査により非農地通知した農地であります。 土地の所在、及び記載内容に間違いのない事でした。周辺の農地への影響もなく問題ありません。 ご審議の程よろしくをお願いします。</p> <p>(岸田 会長) 続いてNo.7をお願いします。</p>
<p>15番</p>	<p>(中棚 委員) 願出人についての説明 議案第10号非農地の認定について受付番号No.7の願出人の調査報告をいたします。 2月19日午前9時40分頃に現地の畑に願出人と笠利分室長中村さんと笠利地区農業委員里さん推進員の福さんと私が現地で書類と畑の確認をしました。 願出人に書類の確認をしましたら申請書の通りであります。現況も申請書の通りでありますとの事でした。 ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>7番</p>	<p>(里 委員) 土地についての説明 議案第10号非農地の認定についてNo.7の農地についてご報告させていただきます。 2月19日午前9時40分に笠利分室の中村さんと委員の中棚さん推進員の福さんと自分と申請人と申請地の農地に於いて農地の現状確認調査を行いました。申請地は50年前から畑として耕作していないとの事でした。 土地の所在、及び記載内容に間違いのない事でした。周辺の農地への影響もなく問題ありません。 ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>岸田 会長) 続いてNo.8をお願いします。</p>
<p>12番</p>	<p>(山田 委員) 願出人についての説明 議案第10号非農地の認定についてNo.8の願出人についてご報告させていただきます。 願出人が入院をしていましたので2月22日午前9時30分に奥様と市役所3階ホールにて聞き取りをいたしました。 土地は奄美市名瀬大字崎原の土地6筆で現況にも記載されていますが以前は</p>

祖父や父が自家用として稲作をしていたようですが1980年頃から使われてなく放置した状態のようです。95ページ、96ページに案内図など97ページ、98ページに現況の写真が添付されています。

以上、調査報告いたします。

ご審議の程よろしく申し上げます。

3 番

(日高 委員) 土地についての説明

議案第10号非農地の認定についてNo.8の農地についてご報告させていただきます。

2月20日午後2時30分頃、当該農地付近を高山推進員、竹山主幹同行のもと調査いたしました。

正式な字図がない地籍調査の入っていないエリアで当該農地は長年耕作者が一部しか居らずほぼ原野となっており道もない険しい山地であります。

農地の再生は困難で令和元年度利用状況調査においても現況非農地として扱っている農地であります。

皆様のご審議をお願いします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対するNo.3～No.8の質疑に入ります。

質疑はございませんか

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第10号 非農地の認定についてNo.3～No.8については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

日程第6

議案第11号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定についてと

議案第12号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(勝 次長)

議案第11号農用地利用集積計画（合意解約）の決定について
議案第12号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

101ページの総括表、102ページの終期管理表をお開き下さい。
議案11号合意解約につきましては笠利地区が1件で440㎡、となっ
ています。

解約の理由につきまして説明報告いたします。

今回、合意解約はIターンの畜産農家で以前、屋仁の牛舎を使用していた
ところ規模拡大に伴い牛舎が狭いことから別な牛舎を借りることで今回
この農地を解約することとなった次第です。

106ページの総括表107ページの終期管理表をお開き下さい
議案12号利用権につきましては名瀬地区の2件2筆、2,372㎡、を
利用権設定するものです。

名瀬地区における10年契約につきましては野菜と果樹を栽培し日本国
内に居住する外国人在住の方や外国料理店へ販売を目的とする農地契約
における利用権設定です。

また、20年契約につきましては果樹を栽培する申請となっています・
以上、議案11号、12号の説明でございます。

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を
満たしていることを報告いたします

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第11号～12号について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第7

議案第13号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について議題といたします。

事務局の議案の前に私と野崎委員の案件があるため退出いたします。

それにより議長を会長代理に進行を任せます。

（議長交代）

議長

（榮 会長代理）

議案第13号につきましては私の方から総会進行を行いますので御協力の程よろしくおねがいします。（榮会長代理）

それでは事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（勝 次長）

議案13号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について

111ページの総括表をお開き下さい。

議案13号の農地中間管理機構による利用権の契約内容といたしましては名瀬地区が14筆で面積は13,580㎡でございます。

また、笠利地区につきましては86筆で面積は154,833㎡でございます。

作物名など、その他につきましてはお目通しください。
以上であります。

議長

（岸田 会長）

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手の場合)

全員賛成であります。

よって、議案第13号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

会長・野崎委員の調査報告が終了いたしましたので議長を交代いたします。

(議 長 交 代)

議長

(岸田 会長)

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

事務局

< 協議会 >

1. 協議事項
特になし

2. その他

※ 3月の事前協議 3月12日(火) 9:30～3階会議室
3月の定例総会 3月22日(金) 9:30～5階会議室

それでは、正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

令和6年2月26日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 野崎 清志
署名委員 土浜 良二
作成者 池 秀平